

新「日本国憲法」案／本文と解説・抄

第三章 立法 (抄)

全日本共和党

目次

後編 総論

⋮

1

憲法案・第二章

立法

(本文)

⋮

2

解説(抄)

⋮

8

後編総論

『新「日本国憲法」案』（以下、本案）の解説・其の後編は、国家機構の在り様について述べたものである。

本案が意図する国家機構の制度は率直に言って、早い話が「大統領制」。立法・行政及び司法の各々を人事面で完全に独立させ（兼職無し）、所謂「三権分立」―独裁を防ぎ共同体を民主的に営む上で不可欠な要素―を、「議院内閣制」の現行憲法よりも徹底させる形とした。但、立法に関して、政府に拠る議案提出権は残した。是は、特に有事等（武力を伴う行いの他、地震や暴風

等に因る大規模災害を含む。以下同じ）を始め緊急を要する事由が発生した場合、政府の働きに依る比重が大きくなる事を考えたからだ。

【本文】

■今回は太字で表記してある部分に限り、8頁以降で解説してあります。

第三章 立法

第四三条 日本国に於ける立法機関は、是を国会と称する。

此の憲法の改正を始め、国家の予算並びに如何なる法律及び条約も、国会を通過しなければ、其の効力を生じない。

第四四条 国会は単院制とし、原則として全ての成年者たる国民に拠る、普通選挙を以て選ばれた複数の要員（以下、国会議員と云う）に拠つて是を組

織する。

国会議員の定数は、法律で是を定める。但し、総定数は五〇〇人以下とする。

第四五条 国会の選挙人たる資格は、成年者たる日本国民である事を第一条件とし、其の他の要件は法律で是を定める。

国会議員と成る者の資格については、前項の規定の他、任期の初日から遡って最小限五年間、次の各号に記す要件を満たしている事を基本的条件として加え、其の他の要件は法律で是を定める。

一 日本国民として選挙権を行使し且つ棄権が無い事。

二 法律で定める犯罪行為の経験が無い事。

第四六条 国会議員の任期は三年とし、重選を妨げない。但し、法律で定める年齢の上限を超えては選出されない。

国会議員は、前項の規定に拠る任期毎に行う普通選挙（以下、総選挙と云う）を以て一斉に改選されるものとする。

国会議員の任期及び総選挙の期日については、共に領土の破壊及び複数の国民の死亡を伴う自然災害又は武力攻撃（以下、当該事態と云う）が日本国内に於いて当該任期の残り一年未満の間に発生した場合に限り、法律で定める所に拠り、当該任期及び当該期日を、当該事態に因る被害の程度に応じて且つ其の発生日か

ら一年を超えない範囲内で延期する事が出来る。此の場合に於いて、延期後の始めに行われる総選挙に拠り選出される国会議員の任期は、前任国会議員の其の延期分のみ、短縮されるものとする。

国会議員の任期の初日は、総選挙の投票日から一五日後とする。

第四七条 国会の選挙区は、日本国に於ける領土の全域を以て一区域とする。

国会議員選挙に於いては、選挙人一人につき、当該選挙の候補者に拠り構成する団体の名称を記して一票を投ずるものとする。其の他の必要事項は、法律で是を定める。

第四八条 国会議員は法律で定める所に拠り、国庫から報酬を受ける。但し其の

額は、第四章第一節で定める職に在る者が受ける金銭の額を超えては成らない。

第四九条 国會議員は、第九條第三項第四号に反し且つ法律で特に定める行為を行った場合を除いては、出席議員の三分の二以上の同意が無い限り、会期中に逮捕されない。

国會議員は、犯罪行為を行い且つ逮捕された場合には、其の後に召集される国会に於いて、弾劾審査を受けなければ成らない。此の審査に於いて、出席議員の三分の二以上が解職に同意した場合には、当該審査の対象たる議員は任期の残りに係わらず、失職する。

国會議員は、自らが行った犯罪行為について有罪の判決が確定した場合には、

其の判決確定の期日を以て失職する。

第五〇条 国會議員は、国会で行った演説・討論又は表決について、法律で定める場合を除き、国会の域外で責任を問われない。

第五一条 国会に議長職及び副議長職を置く。両者は総選挙後に召集される国会の初日に於いて各々、出席議員の過半数の賛成を以て選出される。

議長は国会を代表し、国会の議事を整理し、国会の秩序を維持し、亦、国会の事務を監督する。

副議長は議長を補佐し、万一、議長が欠けた場合には次の総選挙が行われる迄の間、議長職を代行する。

第五二条 国会は毎年二回、法律で定め

る月日に召集される。

上期かみきに行われる国会に於いては、第一六〇条第二項の規定に拠る決算案けつざんあんの提出を受け、決算に関する審議及び議決ぎけつを優先的ゆうせんまきに行う。

下期しもきに行われる国会に於いては、第七六条第一項の規定に拠る予算案の提出を受け、予算に関する審議及び議決を優先的ゆうせんまきに行う。

国会は法律で定める所に拠り、其の会期ひつようを必要に応じて延長えんちようする事が出来る。但し、国会議員の総選挙又は第四章第一節で定める職に就く者を決める選挙が当該国会の後に行われる場合、当該国会の会期の最大延長は、当該選挙の公示こうじの前々日迄とする。

第五三条 行政府ぎょうせいふは職権を以て、前条の規定に基づく国会（以下、定例会と云う）が行われていない間に国会の臨時会りんじかいを召集する事が出来る。

全ての国会議員中の四分の一以上が臨時会の召集を要求した場合には、行政府は前項の規定に係わらず、臨時会を召集しなければ成らない。

第五四条 国会議員の総選挙又は第四章第一節で定める職に就く者を決める選挙が行われる場合には、第五二条第一項の規定に係わらず、当該選挙の投票日から一五日後に定例会が召集される。

第四章第一節で定める職に就く者を決める選挙に於いて、一候補者こうほしやが第六八条第二項の規定に拠る投票で過半数かはんすうの票を

得た場合には、第五二条第一項の規定に係わらず、当該選挙の投票日から三〇日後に定例会が召集される。但し、当該選挙の投票日が国会議員の総選挙の其と同日の場合には、前項の規定に拠る。

第五五条 国会は総議員の半数以上の出席が無ければ、議事を開き議決する事が出来ない。

第五六条 国会の議事は、此の憲法に特別の規定が在る場合を除いては、出席議員の過半数で是を決め、可否同数の場合は議長の決める所に拠る。

此の憲法及び法律で定める公職の任免に際し、国会の同意を必要とするものについては、此の憲法に別の規定が在る場合を除いては全て、前項の規定を適用す

る。

第五七条 条約の締結には、国会に於いて出席議員の三分の二以上且つ総議員の過半数の賛成を必要とする。但し、日本の領土・領海及び領空の設定、防衛、教育、医療並びに食品・建築及び交通等の安全の確保に関する条約の締結については、国会に於いて総議員の過半数の賛成を得た上で、国民投票を以て過半数の賛成を得る事が必要とする。此の国民投票は、全ての成年者たる日本国民中、半数以上の投票を以て有効とする。

第五八条 国会の議事は是を公開する。但し、出席議員の全会一致を以て議決した場合に限り、秘密会を行う事が出来る。

第五九条 国会は其の議事を記録且つ保

存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるものを除き、是を公表し且つ、其の議事の記録を、印刷その他の通信手段を通して一般に提供する。

出席議員の五分の一以上の要求が在る場合、各議員の表決は、是を会議録に記載しなければ成らない。

第六〇条 国会に於いては、法律で定める所に抛り、常任委員会を置く。

国会に於いては、法律で定める所に抛り、特別委員会を臨時に置く事が出来る。

国会の同意を必要とする公職の任免に関する議事、予算に関する議事、条約の締結に関する議事並びに法律の制定に関する議事は、常任委員会又は特別委員会

に於ける審議を経なければ、議決を行う事が出来ない。

第六一条 国会は、内部の規律に関する規則を定め、亦内部の秩序を乱した議員を罰する事が出来る。但し、其に因る議員の解職については、出席議員の三分の二以上の多数に抛る議決を必要とする。

第六二条 国会は国政に関する調査を行い、是に関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求する事が出来る。

第六三条 国会は、第四章第一節及び第二節、並びに第六章第一節で定める職について、罷免の訴追を受けた者が在った場合、此の憲法及び法律で定める所に抛り、弾劾審査を行う。

第六四条 国会は、立法に関する事務を

円滑且つ迅速に処理する為、法律で定める所に抛り、複数の職員を登用する。

国会の職員の処遇等については、第一〇九条の規定を準用する。

—— 解 説 ・ 抄 ——

第四四条——単院制／総定数の上限

〈現・旧憲法の関連条文〉

第四二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第四三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第四八条 何人も、同時に両議院の議員たることは出来ない。

【帝国憲法】 第三三条 帝国議会は貴族院衆議院の両院を以て成立す

第三四條 貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及勅任せられたる議員を以て組織す

第三五條 衆議院は選挙法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組織す

第三六條 何人も同時に両議院の議員たることを得ず

日本では、国会は「単（一）院制」で充分である。其は、日本が合衆国やロシアの様な「多民族の連邦国家」で無ければ、欧羅巴諸国等の様な「貴族或いは部族制度を軸とする階級国家」でも無いからである。

其の国会は当然、本案の下でも成年

者たる国民に拠つて普通選挙（第二六条の解説を参照）を行い其処で選ばれた人々、即ち国会議員に拠つて組織されるが、現行憲法では「全国民」と成つてゐる箇所を本案で「原則として全ての成年人たる国民」と敢えて記した。

「全国民」と云うと、解釈に因つては未成年者（子供）も含むものと誤解されかねないからであり、亦、「原則として」と記したのは、同じ成年人たる国民であつても、犯罪に因つて刑に服している者は当然、参政権を行使し得ないからである。

そして、其の国会の総定数を「五〇人以下」と敢えて本案で規定するのは、「間接民主制」——国民が選挙を以

て送り出す代表者「群」に政治の運営を託す——の原則の下、議会が立法機関としての機能を円滑に果たすには此の人数が限度、と考えた上、「政治に余計な金銭と人員を使わない」と云う意味を象徴的に持たせる狙いも込めてゐる。

（中略）

第四六条——固定任期

〈現・旧憲法の関連条文〉

第四五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第四六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

第五四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

国会議員の任期を三年に固定した。解散が在つては、各政党・各議員は立法作業に専念出来難く―現行憲法下の国会〔特に衆議院〕議員からしてそうだ―、亦、解散で「立法の空白」が生じた所

に、新たな法律が緊急に必要と成る事態が起こつた場合、迅速な対応が困難に成るからだ。其処で、解散を無くす代わりに任期を短くした。但、任期が一乃至二年では政治の運営に不可欠な或る程度の計画性・継続性が確保出来なくなると思われるので、三年が妥当、と考えた。

(後略)

お断り

■「新「日本国憲法」案」の解説（原文）中には、他の図書からの「引用且つ要約」の箇所が一部、含まれております故、著作権上の問題から今の所、インターネット間網等を通しての公開の形で全文の開示を見合わせております。当分の間は時節に関連する条文毎に、他の図書からの引用が無いものを小出し式に開示する形を採らせて戴きます。尚、解説部分の印刷は出来ません。